平成２７年（フ）第４７号
鳥取県倉吉市上米積493番地
債務者　山下美枝子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第１２２号
鳥取県境港市外江町2280番地２
債務者　関谷　初美
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第７２３号
広島市西区南観音１丁目９番５－401号
債務者　伊藤　光恭
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５５号
広島市中区舟入南２丁目１番５－801号
債務者　城垣内　護
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５６号
広島市中区舟入南２丁目１番５－801号
債務者　城垣内　香
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７８５号
広島県東広島市西条町田口164番地40
債務者　中田　克己
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４１号
山梨県笛吹市石和町唐柏532番地　メープル唐柏Ｂ－105
債務者　今村　大策
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
佐賀県武雄市山内町大字宮野26265番地　市営久保田住宅124号
債務者　丸田　雅也
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１２８号
佐賀県西松浦郡有田町立部甲208番地５
債務者　立部　明美
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１２９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲2434番地１
債務者　宮崎　　凌
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１３３号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄3534番地４　カスティーヨＡ号、前住所佐賀県武雄市武雄町大字富岡9414番地
債務者　宮崎健一郎
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１２号
秋田県大仙市太田町斉内字新関下28番地１
債務者　草薙　貴子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第１０３号
福島県郡山市並木２丁目３番地の21　ビューハイツ並木221号
債務者　橋本　絵美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
福島県郡山市八山田５丁目25番地　メゾンユーアイ201号
債務者　長久保真弓
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
福島県石川郡平田村大字中倉字川面70番地
債務者　吉田　勇二
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
福島県白河市和尚壇山２番地61
債務者　上野　慶子
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第２６５号
石川県河北郡津幡町字太田ム99番地５　コーポアスカ202号、従前の住所石川県かほく市内高松ヤ36番地　まつかぜハイツ110号室
債務者　井上　公剛
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４７８６号
大阪府門真市北岸和田３丁目10番８号、前住所大阪府吹田市千里山西６丁目29番308号
債務者　甲斐　浩一
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部